

民法改正のポイント ～なにがどのように変わるのか！？～

2020年6月28日(日) 13:00～15:00

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)
JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められています。そんな民法も社会環境の変化への対応を図るため、時代に即した実質的ルール的大幅な見直し改正が進められています。40年ぶりに変わる民法改正とは、どのようなものなのでしうか。難しい話はしませんので、お気軽にお申込み下さい。

第1部：【民法改正のポイント】

滝田 知一

第2部：【相続税概算自動計算機能付エンディングノートの使い方】

佐藤 博信

無料セミナー

予約先着15名

申込締切：2020年6月25日(木)

主催：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事協は歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)



〈お申込み・お問合せは裏面へ〉

“セミナー” お申込み方法

【民法改正のポイント】 講師: 滝田 知一

開催日: 2020年6月28日(日)

開催時間: 13:00 ~ 15:00

会場: 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室
(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申込みは以下の4つの方法いずれかで、

電話の場合 045-315-0121 (電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

ホームページから <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

FAXの場合 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信

Eメールの場合 info@fp-kanagawa.com 宛てに以下の項目を送信

申込締切
6月25日(木)

FAX送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> セミナーに参加する
お名前	年齢 歳	
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 -)		
ご相談内容		
ご注意: 上記の個人情報、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。		

お問い合わせは
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階
TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122
URL: <http://www.fp-kanagawa.com>
E-Mail: info@fp-kanagawa.com